



# 原材料調達

## 資材購買の基本方針

### 1. 公平・公正

三菱製紙は、購買先との取引において良識と誠実さをもって接し、公平かつ公正にあつきます。

### 2. 最適な購入品の調達

原材料・副資材・燃料・機械等全ての購入品において品質・コスト・納期・技術開発力・安定供給・企業姿勢(法令遵守、環境への配慮など)を総合的に判断し最も適した取引先を決定します。とくに海外との取引においては、相手先が生物多様性、児童労働の防止などに十分配慮していることを確認のうえ、取引先を決定します。

### 3. パートナーシップ

全ての購買先は、競争力のある製品を提供するためのパートナーとの認識のもと、相互に繁栄を図る取引関係の確立を目指しております。

2007年6月制定

## 木材調達方針

### 森林資源の保護・育成と木材調達および製品の考え方

2001年に改訂した環境憲章の行動指針において、森林資源の保護・育成を(1)植林事業の推進、(2)森林認証の取得、(3)植林木利用の拡大の3点を中心に推進することを掲げています。これらを踏まえ木材調達および製品について以下のように考えています。

1. 現地の法律や規則を遵守して生産されていることを確認の上、木材を調達します。
2. 高い保全価値を持ち、その価値が脅かされている森林からの木材を調達しません。
3. 伝統を守る権利または市民権が侵害されている森林からの木材を調達しません。
4. 遺伝子組み換えによる樹木からの木材を調達しません。
5. 植林木、来歴や環境配慮が明確な二次林材、あるいは再利用材を調達します。
6. 適切に管理された森林からの木材(FSC認証材)の調達を進めます。
7. FSC森林認証製品の積極的な開発・販売を通して、適切な森林管理および信頼のおける森林認証制度の普及を推進します。

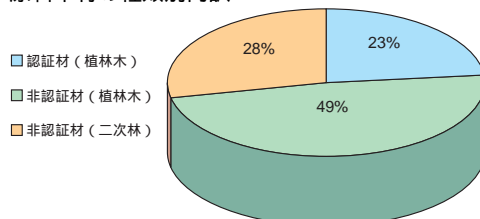
2005年6月1日制定

## 製紙原料の調達

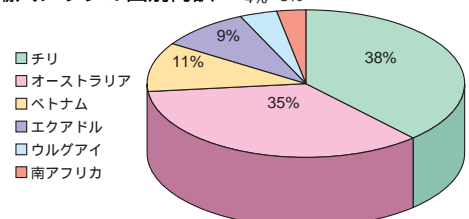
2008年度、パルプ生産に122万t(乾燥重量)の木材チップを使用しました。原料となる木材の種類別内訳は下記のようになっています。全木材チップに占めるFSC森林認証チップの比率は23%、植林木チップの比率は72%です。なお、全木材チップの67%が輸入チップ、残り33%が国内産チップです。

輸入チップの国別内訳を下記に示します。38%が南米のチリから、35%がオーストラリアから、残りはエクアドル、ベトナム、ウルグアイ、南アフリカからです。国内産チップは青森県、岩手県、秋田県から集荷しています。

原料木材の種類別内訳



輸入チップの国別内訳



木材チップ以外に木材パルプを購入しています。2008年度は約7万t(乾燥重量)の木材パルプを購入しました。約30%がFSC森林認証パルプです。

## 国内産二次林材

北上ハイテクペーパーで使用する木材チップは二次林材です。岩手県と秋田県から調達しており、樹種は主にナラ材です。二次林は1960年頃までは30～40年毎に伐採、再生を繰り返し、薪炭材として利用されてきましたが、最近はほとんど利用されていません。適当な時期に伐採して循環利用することにより、地域全体で生態系の多様度が高くなり、生物多様性にとって好ましいといわれています。



広葉樹二次林(岩手県岩泉町)

## 間伐材の利用

間伐の促進に貢献するため、NPO「オフィス町内会」による間伐材を使用した紙の生産と販売の仕組み「森の町内会」を支援しています。この仕組みの特徴は、森林保全に理解のある紙のユーザーに、本来の紙の代金に加えて間伐費用の一部を負担していただくことにあります。

賛同する企業は、2009年3月末現在で71社まで増えました。使用する間伐材の増加に伴って、対象地域が岩手県岩泉町から岩手県葛巻町へと広がって来ました。



集荷した間伐材(岩手県葛巻町)

## 合法性および適正管理の確認

木材チップおよび木材パルプは、下記のいずれかの方法で合法かつ適正に管理された森林からの木材に由来することを確認しています。

- (1) 森林認証制度およびCoC認証制度を活用した証明方法
  - (2) 個別企業等の独自の取組みによる証明方法
- (2)では木材が「FSC管理木材の規格(FSC-STD-40-005(V2-1))」にしたがって管理されていることを確認しています。なお、「FSC管理木材の規格」に準拠した確認は以下の通りです。

### 1. 木材チップ/パルプ原産地の確認

- ・トレーサビリティレポートで原産地、木材の種類、森林の管理方法等を把握する
- ・原産地を証明する書類(輸送や売買に関する書類等)を確認する
- ・供給業者の監査を定期的に行い、書類の信頼性を確保する

### 2. リスク評価

- ・木材の原産地が下記A～Eに関して低リスクであることを評価・確認する

- A) 違法伐採
  - B) 伝統的権利及び市民権の侵害
  - C) 森林の高い保護価値への脅威
  - D) 人工林や森林以外の用途への天然林の転換
  - E) 遺伝子組み換え樹木
- ・リスク評価の結果についてFSC認証機関の監査を受ける

